

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 地籍調査に関する事業計画を定めた件 三六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三七
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 三七
- 公有水面埋立てについて免許した件 三七
- 道路の区域を変更する件三件 三八

公 告

- 随意契約の相手方を決定した件 三九
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 三九
- 福島県人事委員会 四〇
- 職員の内用に関する規則の一部を改正する規則 四〇

正 誤

- 平成二十四年四月二十日付け定例第二千三百七十八号中 四二

告 示

福島県告示第二百二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

平成二十四年四月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

福島市	調査を行う者の名称	調査地	調査期間
大波第四 大波第五	調査地	調査期間	平成二五年三月三十一日

会津若松市	追手町	同
郡山市	福良南郷第四 田母神第五 福良南郷第三	同
いわき市	上桶売C 太平G 上永井A 太平F 上永井B 旅人H	同
白河市	天神町 立石山	同
須賀川市	江花第一 江花第二 江花第三 江花第四 江花第五 滝第三	同
喜多方市	磐見第十	同
伊達市	梁川第八 梁川第九 石田第十一 梁川第六 石田第九	同
伊達郡国見町	徳江・高川原 森山・藤田・西大枝 石母田 山崎第一・第二 藤田 泉田第一・小坂第一 泉田第二・鳥取第一 小坂第二 泉田第五 泉田第六 小坂第五 徳江第二 徳江第三 伊達西部第一 伊達西部第二	同
岩瀬郡天栄村	牧本第二十 牧本第十七 牧本第十八 牧本第十九	同
南会津郡下郷町	芦ノ原第三 小野第二 芦ノ原第一 芦ノ原第二	同
同 郡南会津町	片貝第三 舘岩第十九 猛ノ山 舘岩第二十 針生第二 針生第三	同
耶麻郡北塩原村	大塩第一 大塩第二 大塩第三 大塩第四	同
同 郡西会津町	上野尻第二	同
同 郡磐梯町	法正尻第三 法正尻第四	同

河沼郡湯川村	勝常 下樽川	同
大沼郡会津美里町	沢田	同
東白川郡矢祭町	中石井 下石井 戸塚 東館	同
同 郡塙町	中塚一 中塚二 川上二 川上三 板庭二	同
同 郡鮫川村	中沢 大戸中第三 下 西野沢 大戸中第一 大戸中第二	同

(農村計画課)

福島県告示第二百二十七号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から平成二十四年四月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。
 平成二十四年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百二十八号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、五十二地区に係る県営湛水防除事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十四年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十四年五月一日から
同 月二十一日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所
伊達市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百二十九号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、梶内地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十四年四月二十七日

関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十四年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十四年五月一日から
同 月二十一日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所
伊達市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百三十号
 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり免許した。
 平成二十四年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力株式会社
- 二 東京都大田区東雪谷五丁目三十一番一号 取締役社長 西澤 俊夫
- 三 免許の年月日
平成二十四年四月二十日

埋立区域の位置、区域及び面積

- 1 位置
双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十三及び二十五の地先公有水面
- 2 区域

次の各地点を順次に結んだ線並びに一〇地点と一一地点を結ぶ昭和四十六年二月十八日付け福島県指令監第四百号及び昭和四十七年九月十一日付け福島県指令監第四百二十七号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

- 一 一〇の地点 夫沢二等三角点(北緯三七度二四分四九・九六六二八秒、東経一四〇度〇〇分一八・九八一六七秒)から六五度四四分三七秒二八四七・一三一米ートルの地点
- 一 一一の地点 一一の地点から九〇度〇分〇秒六〇・〇二一米ートルの地点
- 一 一二の地点 一一の地点から一七八度四分二五秒九八・〇八六メートルの地点
- 一 一三の地点 一一三の地点から一七八度五二分五一秒二四七・〇四〇メートルの地点
- 一 一四の地点 一一四の地点から一八一度一九分一秒九八・六一〇メートルの地点
- 一 一五の地点 一一四の地点から一八一度一九分一秒九八・六一〇メートルの地点

3

面積
一七の地点 一六の地点から二七〇度〇分〇秒八六・四五四メートルの地点

点

一六の地点 一五の地点から一七九度二九分一八秒二・七六〇メートルの地点
一七の地点 一六の地点から一〇四度五三分二五秒九・六六〇メートルの地点
一八の地点 一七の地点から一七九度二九分一八秒六七・六一七メートルの地点
一九の地点 一八の地点から二四二度四分五秒一四二・一四〇メートルの地点
二〇の地点 一九の地点から二七〇度〇分〇秒二二・一八九メートルの地点

面積

九千八百七十・六三平方メートル

四

埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積

1

位置

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十三及び二十五の地先公有水面

2

区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一七の地点と一の地点とを結んだ線により囲まれた区域

一の地点

夫沢二等三角点（北緯三七度二四分四九・九六六二八秒、東経一四〇度〇〇分一八・九八一六七秒）から六二度一分二七秒二八五八・七〇一メートルの地点

二の地点

一の地点から九〇度〇分〇秒二七三・五〇三メートルの地点

三の地点

二の地点から一三〇度〇分〇秒四一三・一九九メートルの地点

四の地点

三の地点から一八〇度〇分〇秒一三四・三一五メートルの地点

五の地点

四の地点から二三四度一〇分一〇秒四二〇・八五五メートルの地点

六の地点

五の地点から二三七度五〇分一秒九九・三一六メートルの地点

七の地点

六の地点から二四二度四分三六秒九五・七八五メートルの地点

八の地点

七の地点から三三三度三九分二六秒一・三七二メートルの地点

九の地点

八の地点から二四二度四分五秒五九・八五〇メートルの地点

一〇の地点

九の地点から二七〇度〇分〇秒七五・八八七メートルの地点

一一の地点

一〇の地点から〇度〇分〇秒七一・四三三メートルの地点

一二の地点

一一の地点から九〇度〇分〇秒五六・四八〇メートルの地点

一三の地点

一二の地点から四五度八分五〇秒二六・三三八メートルの地点

一四の地点

一三の地点から〇度〇分〇秒三七・四九三メートルの地点

一五の地点

一四の地点から九〇度三分三二秒七一・〇五七メートルの地点

一六の地点

一五の地点から三五八度四分五一秒四三八・七一四メートルの地点

五
埋立地の用途
地下水排水施設用地

(土木総務課用地室)

福島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡塙町大字常 世北野字嬌四四番一 地先から 同 郡同町大字常 世北野字八幡一七七 番一地先まで	変更前	変更後	六・五〃 二一・〇	三〇四・八
				八・五〃 四一・〇	三〇四・八

(道路計画課)

福島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤坂 東野塙線	東白川郡塙町大字常 世北野字八幡一七七番一	変更前	変更後	六・五〃 二一・〇	三七五・七

地先から 同 郡同町大字常 世北野字八幡五二番 一地先まで	変更後 八・五〇 三三・〇	三七五・七
--	---------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道猪苗 代塩川線	耶麻郡磐梯町大字更科 字片平石二六番地先か ら 同 郡同 町大字更科 字狐塚三七九八番地先 まで 耶麻郡磐梯町大字更科 字観音谷地六六八〇番 八九地先から 同 郡同 町大字更科 字狐塚三七九八番地先 まで	変更前 B 変更後 D	一四・〇〇 三〇・〇 八・四〇 二四・〇	二一・一八〇・〇 九五五・七
	耶麻郡磐梯町大字更科 字片平石二六番地先か ら 同 郡同 町大字更科 字狐塚三七九八番地先 まで	変更後 B	一四・〇〇 三〇・〇	二一・一八〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第94号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成24年 4月27日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 随意契約に係る契約金
41,181,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年 2月7日
- 8 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(税務システム課)

公告第九十五号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の2第4項の規定により、平成24年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成二十三年福島県告示第四五二号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成二十四年四月二十七日

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間
資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成二十六年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失
資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法
資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期
福島県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書の提出先
資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

福島県知事 佐藤雄平

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二一七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三一八五四〇 福島県郡山市麓山二丁目一番一号	〇二四一九三五一一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八一二三一六五四

福島県会津地方振興局出納室	九六五一八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二一二九一五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七一〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一六二一五三三二
福島県相双地方振興局出納室	九七五一〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四一二六一三〇二
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六一二四一六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 代表者の氏名

三 住所又は主たる事務所の所在地

四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第九 この公告に関する問い合わせ先
福島県出納局入札用度課

（入札用度課）

福島県人事委員会

職員の任用に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十七日

福島県人事委員会 委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十号

職員の任用に關する規則の一部を改正する規則

職員の任用に關する規則（昭和三十年福島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「国」の下に「、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次号において同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい

○平成二十四年四月二十日付け定例第二千三百八十七号中

ページ	段	行	正	誤
一三〇	上	後ろ から 四	福島県企業局財務規程	福島県企業局財務規定

正 誤

う。次号において同じ。）その他これらの法人と同等と人事委員会が認める法人」を加え、同項第二号中「国」の下に「、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人その他これらの法人と同等と人事委員会が認める法人」を加える。

第三十条第二項中「第六条第一項の規定」の下に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。次条において「任期付職員法」という。）第四条第一項若しくは第二項の規定」を加える。

第三十条の二の見出し中「育児休業」を「育児休業等」に改め、同条中「規定」の下に「又は任期付職員法第四条第一項若しくは第二項の規定」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)